



## 「保険を使って屋根を修理できる」と誘う住宅修理工事の契約は慎重に

Q. 自宅を訪問してきた事業者から、保険を使って屋根の修理ができるので屋根を見せてくれと言われました。屋根を見た業者から、雨どいなどが壊れているので直すには70万円ほどかかると言われました。ただ、うちで工事をすれば、火災保険を使って保険申請をし、支払われた額で工事を行うので一銭もかからないと言われ、工事契約を勧められています。この業者は信用できるでしょうか。

A. 消費者センターでは、個別の事業者の信用性についてはお答えすることはできないのですが、こうした勧誘についての留意点についてお話しています。

火災保険は損害保険会社や共済組合などに個人が加入する保険です。基本的には火事や落雷などで被害を受けたときに保険金を受け取ることが出来るものですが、台風や雪、ひょう、竜巻などの自然災害による被害でも保証される場合があります。契約書を確認してみてください。

最近、大型台風や大雪による被害

が多発していることから、電話や訪問販売で「火災保険で支払われた金額の範囲内で修理できるので自己負担はないから」と勧誘され、保険請求代行や住宅修理工事の契約を結びトラブルになったという相談が増えています。

「解約しようとしたら高額な違約金を請求された」「工事がずさんだった」「必要ない工事だったのでは」「他の業者に頼みたい」「保険金はおりが工事はしたくない」など。近頃「調査」という大きな腕章をつけてネームプレートもしている人が訪れたので、話を聞いたらやはり火災保険を使って屋根工事をするという勧誘だったという情報もあります。

契約を結ぶ前に次のようなことに注意しましょう。

- ・本来保険請求は自分でするものです。契約をしている保険会社に自分で問い合わせましょう。
- ・工事が必要な場合には複数の業者から見積もりを取り慎重に判断しましょう。

訪問販売、電話勧誘の場合は書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフできます。困ったなと思ったら消費者センターに相談してください。

### 《消費者相談》

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188